

笠岡市「通所型サービスC」業務委託仕様書

1 目的

「活動」や「参加」といった生活機能が低下し始めている高齢者に対し、短期間の集中的なプログラムを実施することにより、1日でも長く在宅で生活できるための身体機能を維持することを目指す。また、プログラムが終了した後も、自主的に継続できる運動の実施や、スポーツクラブ及び地域で行っているいきいき百歳体操等への参加を促し、継続した運動習慣が定着することで、機能維持が図られることを目指す。

2 事業内容

生活機能の向上を図る観点から、専門職の指導のもと、生活動作の改善や筋力トレーニング、ストレッチなどを組み合わせた個別メニューを提供する。また、自宅での運動に関しても提案し、事業が終了した後もセルフケアマネジメントできるようサービスを実施する。

具体的な内容については、別紙「通所型サービスC利用の流れ」のとおり。

3 対象者

当市に住所を有し、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援1及び要支援2の認定者または※基本チェックリスト該当者を対象とする。また、高齢者自身に改善の意志があり、専門職の指導を受けながら短期集中的にトレーニングすることで、生活機能の向上が見込める者とする。

※運動器の機能が低下（基本チェックリストのNo. 6～10のうち、3項目以上に該当もしくは、基本チェックリストのNo. 1～20のうち、10項目以上に該当）

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 実施場所

受託者が準備する場所

（最低でも3㎡×利用定員を確保）

※場所を借りて実施することも可能だが、賃借料は別途支払わない（委託料の中に含める）。

※事業は独立して実施するものとする。なお、同一敷地、建物で実施されている他の事業（通所型サービスC以外の事業）の提供時間帯に同一の場所

を使用して通所型サービスCの提供を行うことも可能だが、通所型サービスCと他の事業とでプログラム等を明確に区分するとともに、通所型サービスC、他の事業相互に支障のないようにする。また、他の事業の提供時間帯に同一の場所を使用して通所型サービスCを提供する際も、面積要件については、通所型サービスCの利用定員のみで3㎡×利用定員以上の面積要件を満たさなければならない。

6 プログラムの実施期間・回数

- ・利用者1人につき、週1回の運動プログラムを3か月～6か月間実施。
(利用者の状態把握や体力測定、プログラム作成、終了後の振り返り等を含む。)
- ・1回当たり1時間～3時間程度実施。
(メディカルチェック、運動前ストレッチ、休憩、クールダウン等を含む)
(送迎時間除く)
(サービス提供を同じ日の午前・午後に分けて実施することも可能)

7 送迎

受託者において実施(送迎業務を再委託により行うことも可能)。

8 食事、入浴

提供しない。

9 人員基準

利用者の事前アセスメント、個別サービス計画策定及び評価は理学療法士もしくは作業療法士が実施すること。

上記有資格者の指導のもとであればプログラムの実施については次の各号のいずれかに該当する者でもよい。

- (1) 保健師
- (2) 看護師または准看護師
- (3) 柔道整復師
- (4) あん摩マッサージ指圧師
- (5) 健康運動指導士として公益財団法人健康・体力づくり事業財団から登録を受けた者
- (6) 健康運動実践指導者として公益財団法人健康・体力づくり事業財団から登録を受けた者
- (7) 前各号に掲げる者に相当する者として市長が認める者

※通所型サービスCの提供時間を通じて専ら当該通所型サービスCの提供に当たる上記有資格者の数を1人以上確保しなければならない。

※利用者が5人以上の場合、5人当たり1人以上の上記有資格者の配置をすること。

10 設備基準

事業を行う場所は、受託者が準備し、最低でも3㎡×利用定員を確保する。消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整った場所とし、また事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備える。

11 運営基準

- (1) 事故発生を未然に防止するための安全対策を講じるとともに、万が一事故が発生した時は速やかに適切な対応を行い、家族、地域包括支援センター及び市へ連絡、報告する。
- (2) 利用者がサービスの利用を開始する際は、受託者が利用者の健康状態や医学的観点からのリスク、留意事項等を収集、把握するとともに、毎回サービス開始前には体調の聞き取りやバイタルチェックからプログラムの実施可否を判断し、運動中も利用者に体調の異変がみられた場合は直ちにサービスを中止する等適切に対処する。
- (3) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じる。
- (4) 利用者の使用する施設及び備品等の衛生的な管理に努めるとともに、感染症発生時にはすみやかに事業を休止し、適切な対処及び家族、地域包括支援センター及び市へ連絡、報告する。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、別記を参照のうえ十分注意し、従事者又は従事者であった者が正当な理由なく利用者の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じる。また、通所型サービスCを提供するに当たり個人情報の利用及び外部への提供が必要な場合は、利用者又はその代理人から書面で了承を得るなど、利用者等から疑念を抱かれることのないよう適切に対処する。
- (6) 通所型サービスCに関する諸記録を整備し、委託事業の終了後5年間は保存する。
- (7) 委託業務の履行に関し、受託者の責に帰する故意又は重大な過失により委託者又は第三者に対して損害を及ぼしたときは、受託者がその損害額を負担する。ただし、その損害が天災その他の不可抗力によるときは、その負担について委託者、受託者協議のうえ定める。

1 2 委託料等

受託者からの実績報告の提出後，履行確認の上，支払うものとする。
（原則，毎月月末に実績報告を作成し，翌月に請求するものとする）

1 3 支払方法

毎月受託者からの実績報告に基づき支払う。

1 4 その他

その他不明な点については，発注者及び受託者双方で協議のうえ決定する。